

様式第1号

ごみ集積場所の寄附に関する事前協議依頼書

年 月 日

交野市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

申請者

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

下記所在のごみ集積場所について、公益施設として寄附を希望するにあたり、必要事項に記入、別途関係図書を添付して提出いたします。

記

1. 寄附を希望するごみ集積場所

所 在 地	交野市
-------	-----

2. ごみ集積場所の現状確認

右の回答欄に✓で記入してください。		はい	いいえ
①	所有者と申請者は同一人である。		
②	登記等が完了している。		
③	土地の境界が明確になっている。		
④	共有の土地である場合は、共有者全員から無償による寄附についての同意がとれる。		
⑤	市に所有権移転後、用途変更等する場合もあるため、それを妨げない同意をすることができる。		
⑥	土地に敷設物、設置物等がある		

※ ①～⑤の回答欄の「いいえ」に✓がある場合は寄附できません。

※ ⑥の回答欄の「はい」に✓がある場合は、市では管理できない為、別途協議となります。

様式第2号

# ごみ集積施設寄附申請書

年 月 日

交野市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

申請者

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

下記所在のごみ集積場所及び構造物について、公益施設ごみ集積施設として別途関係図書を添付して寄附を申請いたします。

## 記

### 1. 寄附申請するごみ集積施設

所 在 地 交野市				
No.	地 番	面 積	地 番	面 積
1		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

※ 上記面積は謄本の面積を記入

合 計	筆 数	公募面積	実測面積
	筆	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

交環事第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

交野市長



### 寄附採納決定通知書

年 月 日付にありました寄附申請について、( 採納 ・ 辞退 )  
することを決定しましたので通知します。

所在地 交野市				
No.	地番	面積	地番	面積
1		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

尚、採納決定の通知を受けた申請者につきましては、登記原因証明情報兼承諾書  
(様式第5号) の提出をお願いします。

## 土地寄附契約書

交野市（以下、「甲」という。）と、土地所有者\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、次のとおり土地寄附契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 乙は、乙の所有する次に掲げるごみ集積場所として使用されている土地及び構造物（以下、「土地」という。）を公益施設ごみ集積施設として甲に寄附する。

所在地番	地目	公募面積（㎡）	実測面積（㎡）
	合計		

2 寄附する土地に敷設物、設置物などがある場合は、敷設物、設置物の維持管理責任者を、乙の責任にて、この契約締結までに甲に報告するものとする。

（土地用途変更等の同意）

第2条 乙は、この契約の締結後、甲の行政運営上、公益施設が不要となる時に用途変更及び処分することに同意すること。

（所有権の移転及び土地の引渡しの時期）

第3条 土地の所有権は、この契約を締結した時点で甲に移転し、土地の引渡しがなされたものとする。

（所有権移転登記）

第4条 甲は、この契約の締結後、速やかに所有権移転登記を行うものとする。

（担保物件の消滅、かし担保責任等）

第5条 乙は、土地に抵当権、質権、先取特権、その他担保物件が存するとき、又は設定されているときは、前条による所有権移転登記を行うまでに当該権利を消滅させ、当該権利が登記されているときは、抹消しなければならない。

2 乙は、土地について、隠れた瑕疵があるとき、又は第三者からの異議申し立て

等があるときは、責任を持って解決するものとし、甲に損害を与えたときは、その責めを負う。

(譲渡の禁止)

第6条 乙は、この契約締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他、所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

(公租公課の負担)

第7条 土地の公租公課は、土地の所有権登記完了後においても、乙を義務として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行することができないときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第9条 この契約に関する訴えの提起等は、甲の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所に行う。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(使用者への説明)

第11条 乙は、当該ごみ集積施設を甲に寄附することについて、本契約締結までにごみ集積施設を使用する全ての世帯に対し別紙「ごみ集積場所についてのお知らせ」を配布することで説明するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約の条項に関し疑義が生じたとき、又はこの規約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

甲及び乙は、この契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、双方1通を保有する。

年 月 日

(甲) 交野市

大阪府交野市

交野市長

公印

(乙) 土地所有者

住 所

氏 名

実印

別 紙

ごみ集積場所使用者各位

年 月 日

## ごみ集積場所についてのお知らせ

現在、皆様が使用しているごみ集積場所は が所有しているごみ集積場所となりますが、この度、交野市の公益施設（ごみ集積施設）として寄附を行うこととなりました。今後、ごみ集積施設の使用につきましては下記事項に注意して頂きますよう宜しくお願いします。

### 記

#### 注意事項

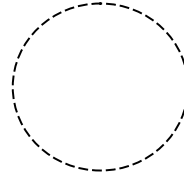
- ① ごみ集積施設は使用者みなさまで、常に清潔に保ち鳥獣等によるごみの飛散がないように努めてください。
- ② ごみ集積施設に用いる、鳥獣飛散対策用具（シート、ネット等）は使用者のみなさまで用意してください。
- ③ ごみ集積施設の形状変更など（飛散対策用具の変更など・その他）を希望する場合は事前に市と相談、協議を行ってください。
- ④ ごみ集積施設の維持管理（清潔の保持・破損修繕・事故など）は、ごみ集積施設を使用する住民のみなさまで解決してください。また、ごみ集積施設等周辺においても、違法駐車等、ごみ収集に支障の無いように努めてください。
- ⑤ ごみ収集作業によりごみ集積施設周辺の一時的な交通の支障となる場合においても効率的な収集のため、ごみ収集作業優先とさせていただきますのでご了承ください。

旧土地所有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

管理者 環境事業課  
072-892-2471

様式第5号



## 登記原因証明情報兼承諾書

### 1. 登記申請情報の要項

(1) 登記の目的 所有権移転

(2) 登記の原因 年 月 日 寄附

(3) 当事者 権利者(甲) 交野市

(4) 義務者(乙)

(5) 不動産の表示

所在地番	地目	公算面積 (m <sup>2</sup> )	実測面積 (m <sup>2</sup> )
	合計		

### 2. 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は甲と、年 月 日、土地寄附契約書の締結により、乙は甲に上記不動産の寄附を行った。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

### 3. 所有権移転登記承諾

乙は、土地寄附契約書に基づき、甲により所有権移転属託登記が行われることについて、異議なく承諾する。

年 月 日 大阪法務局枚方出張所 御中

上記のとおり相違ありません。

登記権利者(甲) 大阪府交野市長

登記義務者(乙) 住所

氏名